

(内閣府仮訳)

国際連合

CEDAW/C/GC/31-CRC/C/GC/18

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

児童の権利に関する条約

配布先：一般

2014年11月14日

原文：英語

女子差別撤廃委員会

児童の権利委員会

共同一般勧告第31号 女子差別撤廃委員会／一般意見第18号 児童の権利委員会
有害慣行

目次

- I. 序論
- II. 本共同一般勧告／一般意見の目的と範囲
- III. 本共同一般勧告／一般意見の作成根拠
- IV. 「女子差別撤廃条約」及び「児童の権利条約」の規範的内容
- V. 有害慣行の判断基準
- VI. 有害慣行の原因、形態、及び発現
 - A. 女性性器切除
 - B. 児童婚及び/又は強制婚
 - C. 複婚
 - D. いわゆる名誉の名において行われる犯罪
- VII. 有害慣行に対処するための全体的な枠組み
 - A. データ収集と監視
 - B. 立法及び法執行
 - C. 有害慣行の防止
 - D. 保護対策と応答性の高いサービス
- VIII. 本共同一般勧告／一般意見の普及及び活用並びに報告
- IX. 条約の批准又は承認及び留保

I. 序論

1. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約」）及び「児童の権利に関する条約」（「児童の権利条約」）は、有害慣行の撤廃に関連する、一般的及び特定の事項双方に係る法的拘束力のある義務を定めている。女子差別撤廃委員会及び児童の権利委員会は、その監視の任務を果たす上で、女性と子供、とりわけ少女に影響を与えるこうした慣行に絶えず注意を払ってきた。この重複した任務や、どこで、どのような形態で起ころうとも有害慣行を防止し、対応し、撤廃するという両委員会共通のコミットメントの利点を活かし、女子差別撤廃委員会及び児童の権利委員会は、本共同一般勧告／一般意見を作成することを決定した。

II. 本共同一般勧告／一般意見の目的と範囲

2. 本共同一般勧告／一般意見の目的は、両条約の下で、有害慣行を撤廃するという締約国の義務を十分に果たすことを確保するためにとらわれなければならない立法上、政策上及びその他の適切な措置に関する公的な指針を提供することにより、両条約に係る締約国の義務を明確にすることにある。

3. 両委員会は、有害慣行が、直接的にも、かつ/又は少女として受けた慣行の長期的影響によっても、成人女性に悪影響があることを認識する。したがって、本共同一般勧告／一般意見では、女性の権利に悪影響を及ぼす有害慣行の撤廃に関連する規定に関して、「女子差別撤廃条約」の締約国の義務を更に詳しく述べる。

4. さらに、両委員会は、少年もまた暴力、有害慣行及び偏見の被害者であること、並びに、彼らを保護し、ジェンダーに基づく暴力や、偏見とジェンダー不平等が彼らの後の人生にまで永続することを防ぐために少年の権利に取り組みねばならないことを認識する。したがって、ここでは、差別によって少年の権利の享受に悪影響を及ぼすような差別から派生する有害慣行に関して、「児童の権利条約」の締約国の義務に言及する。

5. 本共同一般勧告／一般意見は、両委員会から出されている関連の一般勧告及び一般意見、特に、女子差別撤廃委員会の女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号、児童の権利委員会の体罰及び他の残虐又は品位を傷付ける形態の罰から保護される子供の権利に関する一般意見第 8 号並びにあらゆる形態の暴力からの自由に係る子供の権利に関する一般意見第 13 号と併せて読まれるべきである。女子差別撤廃委員会の女性性器切除に関する一般勧告第 14 号の内容は、本共同一般勧告／一般意見により改訂される。

Ⅲ. 本共同一般勧告／一般意見の作成根拠

6. 女子差別撤廃委員会及び児童の権利委員会は、女性と少女が男性と少年に劣っているという固定的役割意識に基づく社会的態度に、有害慣行が深く根差していることに一貫して留意している。また、両委員会は、暴力が有するジェンダーの側面も強調し、性及びジェンダーに基づく態度と固定概念、力関係の不均衡、不平等、並びに差別が、しばしば暴力又は強制を伴う慣行の広範囲な存在を永続化させると指摘する。さらに、家庭又はコミュニティ、学校又はその他の教育の場及び施設並びに更により広い社会において、これらの慣行が、女性と子供を「保護」又は支配する形態の一つとして、ジェンダーに基づく暴力を正当化するために使われると¹⁾両委員会が懸念していることを想起することも重要である。さらに、性及びジェンダーに基づく差別は、女性と少女、特に不利な立場の集団に属するか又は属しているとみなされるがため、有害慣行の被害者になる危険が一段と高くなる者たちに影響を及ぼすその他の要因と交差しているという事実について²⁾、両委員会は締約国の注意を喚起する。

7. したがって、有害慣行は、とりわけ、性、ジェンダー及び年齢に基づく差別を根拠にしており、人々の意識にある社会文化的・宗教的な慣習や価値観、及び一部の不利な立場にある女性と子供に関する誤った考えにより、これまでしばしば正当化されてきた。概して、有害慣行は、深刻な暴力形態と関連しているか、又はそれ自体が女性と子供に対する暴力の一形態であることが多い。こうした慣行の特質や流布は、地域や文化によって多様であり、最も一般的で十分な記録があるものは、女性性器切除、児童婚及び又は強制婚、複婚、いわゆる名誉の名において行われる犯罪、並びに花嫁持参金に関連する暴力である。これらの慣行は、両委員会に頻繁に提起されており、法的、政策的アプローチによって明らかに減少している事例もあることから、ここではこれらの慣行を主要な事例とする。

8. 有害慣行は、多くの国において、様々なコミュニティにおける地域特有性がある。こうしたものの中には、従来、記録がなかった地域又は国で主に移住が原因で新たに見つかるものもあれば、そうした慣行が一度消滅したものの、紛争状態等の要因により、現在、再発している国もある。

9. 有害慣行として特定された多くのその他の慣行は、全て社会的に構築されたジェン

¹⁾ 女子差別撤廃委員会 一般勧告第 19 号 パラグラフ 11、児童の権利委員会 一般意見第 9 号 障害をもつ子供の権利 パラグラフ 8、10 及び 79、並びに児童の権利委員会 一般意見第 15 号 到達できる最高水準の保健を享受する子供の権利 パラグラフ 8 及び 9。

²⁾ 女子差別撤廃委員会 一般勧告第 28 号 条約第 2 条に基づく締約国の主要義務 パラグラフ 18。

ダー役割や家父長的権力関係の仕組みと強く結び付くとともに、これらを強化し、また、時には、障害のある人や色素欠乏症患者を含む、特定の不利な立場の女性と子供の集団に対する否定的な見方、又は差別的な信念を反映している。こうした慣行の例としては、これらが全てという訳ではないが、少女のネグレクト（少年優先のケアや取扱いと結び付いたもの）、妊娠中を含む極端な食事制限（強制摂食や食事のタブー）、処女検査とそれに関連する慣行、拘束、瘢痕文身（はんこんぶんしん）、焼き印／部族印を付けること、体罰、石打ち、暴力的な通過儀礼、寡婦に対する慣習、魔女であるとの告発、嬰兒（えいじ）間引き、近親姦¹³⁾のようなものがある。有害慣行には、さらに、少女や女性を美しくすること、若しくは婚姻資格を持たせることを目的として行われるもの（肥らせること、隔離すること、口唇盤の使用【訳注：口唇に開けた穴を拡大する身体改造】、首環の使用による首の伸長など）¹⁴⁾、又は若年妊娠、若しくはセクシュアル・ハラスメントや暴力に遭うことから少女を守ることを企図した（胸へのアイロンがけ【訳注：思春期の少女の胸の成長を止めるため固い、あるいは熱いものを使って叩くなどする身体改造】など）身体改造がある。さらに、多くの女性と子供が、医療上又は健康上の理由からではなく、身体に関する社会的規範に適合する為に、医療処置及び又は形成外科を受けることが次第に増えており、また、多くの者が摂食障害及び健康障害の蔓延につながっているファッションとしての痩身へのプレッシャーを受けている。

IV. 「女子差別撤廃条約」及び「児童の権利条約」の規範的内容

10. 両条約の起草時には有害慣行の問題はあまり知られていなかったものの、両条約には有害慣行を人権侵害であるとし、締約国に対し、有害慣行を防止し、撤廃するための対策を講じることを義務付ける規定が盛り込まれている。さらに、両委員会が、締約国の報告書の審査や、それに続く締約国との協議、そして、それぞれの最終見解の中で、この問題に取り組むことが増えてきている。両委員会は、この問題について、一般勧告及び一般意見の中でさらに詳しく述べてきた¹⁵⁾。

11. 両条約の締約国は、女性と子供の権利を尊重、保護及び充足する義務を果たす責務がある。また、締約国は、女性と子供が権利を認識、享受又は行使するのを妨げるよう

³ 女子差別撤廃委員会 一般勧告第 19 号 パラグラフ 11、及び児童の権利委員会 一般意見第 13 号 パラグラフ 29 を参照。

⁴ A/61/299 パラグラフ 46 を参照。

⁵ これまで女子差別撤廃委員会は、その一般勧告の 9 本で有害慣行に言及してきた。すなわち、第 3 号 条約第 5 条の施行、第 14 号【訳注：女性性器の切除】、第 19 号【訳注：女性に対する暴力】、第 21 号 婚姻及び家族関係における平等、第 24 号 女性と保健、第 25 号 暫定特別措置、第 28 号 条約第 2 条に基づく締約国の主要義務、第 29 号 婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響、並びに第 30 号 紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性である。児童の権利委員会は、一般意見第 8 号及び第 13 号の中で、有害慣行の非網羅的リストを示している。

な行為を防止するとともに、「女子差別撤廃条約」に照らしたジェンダーに基づく暴力や、「児童の権利条約」に照らした子供に対するあらゆる形態の暴力を含む、女性と少女に対する差別を、私人が行わないことを確保する相当の注意義務⁶も有する。

12. 両条約は、人権の保護と促進を確保するため、明確に定められた法的枠組みを構築するという締約国の義務について概要を定めている。そのための重要な第一歩は、両文書を国内の法的枠組みに組み入れることを通じて行われる。両委員会は、有害慣行の撤廃を目的とする法律には、適切な予算確保、実施、監視及び効果的な遵守方策を含まなければならないことを強調する⁷。

13. さらに、保護義務により、締約国には、有害慣行を迅速、公平、かつ独立の立場で調査すること、効果的に法が遵守されること、及び有害慣行の被害を受けてきた者に対し有効な救済措置を提供することを確保する法体系の構築が求められる。両委員会は、締約国に対し、有害慣行を法律で明確に禁止すること、違反行為とそれが招いた害悪の重大さに応じて、適切な制裁又は刑罰を課すこと、被害者のため被害の防止、保護、回復、再統合、及び補償のための施策を提供すること、並びに有害慣行の免責措置と闘うことを要請する。

14. 有害慣行に効果的に対処する必要性は、この二つの条約に基づく締約国の主要義務の一つであることを考えると、関連規定⁸に留保を付けることは、有害慣行に遭わずに女性と子供が暮らす権利を尊重、保護及び充足するという締約国の義務を大幅に限定又は修正してしまい、両条約の目的及び趣旨と両立せず、「女子差別撤廃条約」第 28 条 (2) 及び「児童の権利条約」第 51 条 (2) にしたがって認められない。

V. 有害慣行の判断基準

15. 有害慣行とは、根強く残る慣行及び行動様式であり、とりわけ性、ジェンダー及び年齢に基づく差別、並びに、往々にして暴力を伴い、身体的及び/又は心理的危険又は苦痛をもたらす、複合的及び/又は交差形態の差別に根差すものである。これらの慣行が被害者にもたらす危険は、直接的な身体及び精神面の影響に止まらず、女性と子供が人権

⁶ 相当の注意とは、暴力又は人権侵害を防止し、被害者及び証人を人権侵害から保護する本条約の締約国の義務、民間の主体を含めて責任を負う者を捜査し処罰する義務、及び人権侵害に対する補償を利用できるようにする義務と理解されるべきである。女子差別撤廃委員会・一般勧告第 19 号 パラグラフ 9、一般勧告第 28 号 パラグラフ 13、一般勧告第 30 号 パラグラフ 15、個人通報及び照会に関する女子差別撤廃委員会の見解及び決定、並びに児童の権利委員会・一般意見第 13 号 パラグラフ 5 参照。

⁷ 女子差別撤廃委員会 一般勧告第 28 号 パラグラフ 38 (a)、女子差別撤廃委員会 最終所見、及び児童の権利委員会 一般意見第 13 号 パラグラフ 40。

⁸ 「女子差別撤廃条約」第 2 条、第 5 条及び第 16 条。「児童の権利条約」第 19 条及び第 24 条 (3)。

及び基本的自由を認識し、享受及び行使することを妨げる目的又は効力を有することが多い。また、彼女らの尊厳、身体的・精神的・道徳的統合性及び発達、社会参画、健康、教育、並びに経済的・社会的地位にも悪影響がある。したがって、これら慣行は、両委員会の取組の対象とされている。

16. 本共同一般勧告／一般意見の適応において、ある慣行が有害とみなされるには、以下の基準に該当していなければならない。

(a) それらが、個人の尊厳及び/又は統合性を否定し、かつ両条約が掲げる人権及び基本的自由を侵害すること。

(b) それらが、女性や子供に対する差別であり、かつ身体的・心理的・経済的・社会的危害及び/又は暴力、並びに社会への十分な参画若しくは潜在能力の十分な開発及び実現の制限であるなど、個人又は集団としての彼女らに負の影響をもたらす限りにおいて有害であること。

(c) それらが、伝統的か、復活しつつあるか、又は出現しつつある慣行であって、性、ジェンダー、年齢及びその他の交差的要因に基づき、男性支配と女性と子供の不平等を永続させる社会規範によって規定及び/又は維持されていること。

(d) それらが、被害者が全面的な、自由意思に基づく、かつ確かな情報に基づく同意を示している、又は示すことができるか否かにかかわらず、家族、コミュニティの構成員、又は社会全体から、女性と子供に押し付けられていること。

VI. 有害慣行の原因、形態及び発現

17. 有害慣行の原因は多元的であり、固定概念化された性及びジェンダーに基づく役割、いずれかの性の優越性又は劣等性の想定、女性や少女の身体及び性に支配を及ぼすもくろみ、社会的不平等、並びに男性支配の権力構造の蔓延が含まれる。こうした慣行を変えようとする取組は、伝統的か、復活しつつあるか、又は出現しつつある有害慣行の根底にある系統的及び構造的な原因に対処し、有害慣行を容認する伝統的な文化的態度の変革に寄与するよう少女と女性だけでなく少年と男性にも力を与え、そうした変革の媒介役を果たし、こうしたプロセスを支えるコミュニティの能力を強化するものでなければならない。

18. 有害慣行と闘う取組にもかかわらず、被害を受ける女性と少女の総数は、依然とし

て極めて高い水準にあり、例えば、紛争状態において、また、ソーシャルメディアの利用普及などの技術的發展により、増加すらしているだろう。両委員会は、有害慣行を実践しているコミュニティの構成員が、移民先や庇護申請先の国に移り住んだ後、引き続き有害慣行に固執することが多いことを、締約国の報告書の審査を通じて留意してきた。そうした有害慣行を支える社会規範や文化的信念は、根強く生き続け、そして時として、新たな環境、特に、ジェンダーによる役割分担が、女性と少女に対し、より大きな個人的自由を与える目的国において、自分たちの文化的アイデンティティを維持しようとするコミュニティにおいて強調される。

A. 女性性器切除

19. 女性性器切除、女子割礼又は女性性器切断は、医療のためでも健康のためでもない理由により、女性の外性器を部分的若しくは完全に除去する、又は女性の生殖器を傷付ける慣行である。本共同一般勧告／一般意見では、これを女性性器切除と呼ぶ。女性性器切除は、世界各地及び一部の文化圏内で行われており、結婚の要件とされたり、女性と少女の性を管理する有効な手段と信じられている。この慣行は、様々な直接的及び又は長期的な影響を健康にもたらす恐れがあり、これには激痛、ショック状態、(母子双方に悪影響を及ぼす) 出産時の感染症及び合併症、フィスチュラ【訳注：膣と膀胱や直腸の間に生じる穴】など長期的な婦人科的問題、心理的影響並びに死亡が含まれる。WHO（世界保健機関）及び UNICEF（国連子供基金）は、何らかの種類の女性性器切除を受けたことがある少女と女性は世界中で1億～1億4,000万人に上ると推定している。

B. 児童婚及び/又は強制婚

20. 児童婚は早期結婚とも呼ばれていて、夫婦のうち、少なくとも一方が18歳に満たない結婚は全てこれに該当する。夫もまた18歳未満という場合もあるものの、公式であれ非公式であれ、児童婚の圧倒的多数は少女を含むものである。夫婦の一方及び又は双方が、全面的な、自由意思に基づく、かつ確かな情報に基づく同意を表明していない点で、児童婚は強制婚の一形態とみなされている。自分の人生に影響を及ぼす決定を下す上での子供の発達しつつある能力と自律性の尊重の観点から、本人が少なくとも16歳であり、かつ、文化や伝統におもねることなく、法律により規定される法的な例外的事由及び成熟の証拠に基づき裁判官がそうした決定を下すことを条件に、例外的事情として成熟して能力がある18歳未満の子供の結婚を許すことが認められる。

21. 子供が非常に幼くして婚約又は結婚する場合があります、幼い少女が自分より何十歳も年上の男性と結婚を強いられることも多い。2012年の UNICEF の報告によると、世界

中で、20歳から49歳の女性の内4億人近くが、18歳になる前に結婚したか、または結合関係にあった⁹⁾。そのため、両委員会は、幼すぎて、成人としての生活に身体的及び心理的に準備が整っていなかったり、あるいは確かな情報に基づく自覚的な判断ができず、ひいては結婚に同意する準備も整っていない状況での結婚など、少女が全面的な、自由意思に基づく、かつ確かな情報に基づく同意に反して結婚している事例に特に注意を払っている。そのほか、慣習法又は成文法により、少女の結婚に同意する法的権限を保護者が持ち、そのため結婚の自由に対する権利に反して少女が結婚するような例もある。

22. 児童婚は若くしての頻繁な妊娠と出産を伴うことが多く、その結果、平均より高い母体の罹病率と死亡率につながる。妊娠に関連する死亡は、既婚、未婚にかかわらず、世界全体の15歳から19歳の少女の主要な死因となっている。若い母親から生まれた子供の乳児死亡率は、年上の母親から生まれた子供よりも高い(2倍に達する場合もある)。児童婚及び/又は強制婚の場合、特に夫が妻よりはるかに年上で、しかも、少女が限られた教育しか受けていない場合、通常、自らの人生に関する少女の意思決定力は限られる。また、児童婚は、移動の自由に係る権利享受の制限のみならず、学校中退率の高さ、特に少女における高さ、強制退学及びドメスティック・バイオレンス(DV)の危険性の増加につながる。

23. 強制婚は、夫婦の一方及び/又は双方が、結合関係に対する個人としての全面的かつ自由な同意を表明していない結婚である。強制婚は、上述のような児童婚、交換又は見返りとしての結婚(すなわち、バード(baad)及びバーダル(baadal))、奴隷結婚、レビレート婚(死亡した夫の親戚との結婚の寡婦への強要)など、様々な形態で発現する。状況によっては、強姦者が被害者と結婚することで刑事罰を免れることが、通常は家族も同意の上で認められることにより、強制婚が起こる。また、移民という状況下で、少女を家族の出身コミュニティの中で結婚させるため、又は親戚等の相手に特定の目的国に移民し、及び若しくはそこに居住するための文書を与えるために、強制婚が行われることもある。さらに、紛争中に武装集団によって強制婚が利用されることも増えており、また、少女が紛争後の貧困から逃れるための手段となっているとも考えられる¹⁰⁾。強制婚は、結婚を終わらせたり、結婚から離脱したりすることが夫婦の一方に認められていない結婚と定義することもできる。強制婚の結果、少女が個人としての、あるいは経済的な自律性を失い、結婚を回避したり又は逃避したりするために、逃亡、焼身その他の自殺を図ることも多い。

⁹⁾ <http://www.apromiserenewed.org/>参照。

¹⁰⁾ 女子差別撤廃委員会 一般勧告第30号 パラグラフ62。

24. 持参金や花嫁代償の支払いは、それを実践しているコミュニティによって様々なものがあるが、暴力を始めとする有害慣行に対する女性と少女の脆弱性を高める恐れがある。持参金の支払いや、その金額をめぐる期待に応えなかったことを理由に、夫又はその家族が殺人、火あぶり、酸による攻撃などの身体的又は心理的な暴力行為を働くかもしれない。場合によっては、家族が、金銭的利益と引き換えに、自分たちの娘の一時的な「結婚」に同意することもあり、これは契約結婚とも呼ばれ、人身取引の一形態である。「子供の売買、子供買春及び子供ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の締約国は、持参金の支払い又は花嫁代償を含む児童婚及び/又は強制婚が、選択議定書第2条(a)¹¹に定義されている「子供の売買」に該当する可能性があるため、これに関する明示的な義務を負っている。女子差別撤廃委員会は、そのような支払い又は優遇によって結婚を成立させることを認めることは、配偶者を自由に選択する権利を侵害すると繰り返し強調しており、一般勧告第29号の中で、そうした慣行を結婚が効力を持つための要件とすべきではなく、また、締約国はそうした合意を法的強制力があるものとして認めるべきではないと説明している。

C. 複婚

25. 複婚は、女性と少女の尊厳に反し、家族内における平等と保護を含め、人権と自由を侵害する。複婚は、法的・社会的状況によって、また同じ法的・社会的状況の内でも様々であり、その影響には、身体的、精神的及び社会的健全性という意味での妻の健康への危害、妻が受けやすい物質的危害及び剥奪、並びに子供の福祉に深刻な影響を与えることが多い子供への感情的及び物質的危害といったものがある。

26. 複婚の禁止を選択した締約国が多いものの、合法的か非合法的かにかかわらず、依然として複婚が行われている国も一部にある。歴史を通じて、一部の農業社会では、複婚に基づく家族制度が、各家庭がより多くの労働力を確保するための手段として機能してきたものの、研究によれば、特に農村部において、複婚は、実際は家族の貧困を増加させることが多いことが明らかになっている。

27. 女性と少女はいずれも、知らないうちに複婚の結合関係に入っているものであり、少女は大幅に年上の男性と結婚又は婚約する可能性はるかに高く、それが暴力や権利侵害の危険性を高めていることが証拠によって示されている。成文法と、宗教法、身分法及び伝統的慣習法並びに慣行が共存することにより、慣行が根強く残る一因となっていることが多い。しかし、民法により、複婚を認めている締約国もある。文化及び宗教

¹¹第3条(1)(a)(i)も参照。

に関する権利を保護する憲法等の規定も、時に、複婚の結合関係を認める法律及び慣行を正当化するため使われてきた。

28. 複婚は「女子差別撤廃条約」に反するものであり、条約の締約国は、複婚を抑制し、かつ禁止する明確な義務を負っている¹²⁾。また、女子差別撤廃委員会は、複婚は、女性とその子供の経済的福祉に重大な影響を与えるとも主張している¹³⁾。

D. いわゆる名誉の名において行われる犯罪

29. いわゆる名誉の名において行われる犯罪は、行われたと疑われるか、行われたとみなされるか、又は実際に行われた特定の行動を、家族が家族又はコミュニティにとって不名誉であると考えするという理由で、少女と女性に対してだけとは限らないものの、少女と女性に対して偏って多くなされる暴力行為である。ここで言う特定の行動の様式には、婚前交渉、取り決められた結婚への同意の拒絶、親の同意のない結婚、不倫、離婚を求めること、コミュニティから認められない服装、家庭外での労働、及びステレオタイプ化した男女の役割分担への不服従全般等がある。また、性暴力の被害者になったことを理由に、いわゆる名誉の名において行われる犯罪が少女や女性に対してなされることもある。

30. こうした犯罪には殺人も含まれ、また、配偶者、女性若しくは男性の親族、又は被害者のコミュニティの構成員によって行われることが多い。いわゆる名誉の名において行われる犯罪は、女性に対する犯罪行為と見られるよりは、むしろ、逸脱とされる行為を受け、文化的、伝統的、慣習的又は宗教的規範の完全性を維持及び/又は回復する手段として、往々にしてコミュニティによって課される。状況によっては、国の法令若しくはその実際の適用、又はその欠如により、名誉を守ることを、これらの犯罪の加害者の無罪の証明又は罪を軽減する事情として提示することが許されてしまい、その結果、制裁が軽減されたり、免責されたりしてしまうことがある。加えて、事情を知っている人物が裏付けとなる証拠の提供を渋り、そのために事件の訴追が妨げられることもある。

VII. 有害慣行に対処するための全体的な枠組み

31. 両条約は、いずれも、有害慣行の撤廃について具体的に言及している。「女子差別撤廃条約」の締約国には、適切な法律、政策及び措置を立案・採用し、それを実施することで、女性に対する有害慣行や暴力を引き起こす差別の撤廃への具体的な障害、障壁及

¹²⁾ 女子差別撤廃委員会 一般勧告第 21 号、第 28 号及び第 29 号。

¹³⁾ 女子差別撤廃委員会 一般勧告第 29 号 パラグラフ 27。

び抵抗に、有効に対処することを確保する義務がある（第2及び3条）。しかし、締約国は、何よりもまず女性の人権が侵害されないことを確保しつつ、実施した措置の直接的な意義と妥当性を実証できなければならない。また、そのような措置が所期の効果と結果を実現するかどうかを実証できなければならない。さらに、そのような目的を持つ政策を進めるといふ締約国の義務は、緊急を要する性質のものであり、締約国は文化的及び宗教的なものを含むいかなる理由をもってしても、いかなる遅れも正当化できない。また、締約国には、両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正する（第5条(a)）ため、並びに子供の婚約及び婚姻は、法的効果を有しない（第16条(2)）ことを確保するために、暫定的特別措置（第4条(1)）を含むあらゆる適切な措置を講じる義務もある¹⁴⁾。

32. その一方で、「児童の権利条約」は児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとることを締約国に義務付けている（第24条(3)）。加えて、条約は児童が身体的、性的又は精神的な暴力を含むあらゆる形態の暴力から保護される権利を定めており（第19条）、締約国に対して、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないことを確保するよう求めている（第37条(a)）。条約は有害慣行の問題に対して、差別からの保護（第2条）、児童の最善の利益の確保（第3条(1)）¹⁵⁾、生命、生存及び発達に対する権利の擁護（第6条）、児童の意見を聴取される権利（第12条）という条約の4つの一般原則を適用している。

33. いずれの場合にも、有害慣行の効果的な防止及び解消のためには、明確に定義され、権利に基づき、かつ現地に適した総合的戦略であって、あらゆるレベルにおける相応の政治的関与及び説明責任と組み合わされた社会的措置を含め、法律上及び政策上の支援措置を内包する総合的戦略を確立する必要がある。両条約に示された義務は、有害慣行を撤廃するための総合的戦略を構築する上で基礎となるものであり、以下にその要素を示す。

34. こうした総合的戦略は、垂直方向及び水平方向双方に主流化及び調整が図られなければならない。あらゆる形態の有害慣行を防止し、対処するための国家的な取組として統合されなければならない。水平的調整のためには、教育、医療、司法、社会福祉、法執行、移民及び庇護並びに広報及びマスコミ等の部門をまたがる組織が必要になる。同様に、垂直的調整のためには、地方、地域及び国の各レベルの関係者間をまたがった組織

¹⁴⁾ 女子差別撤廃委員会 一般勧告第25号 パラグラフ38。

¹⁵⁾ 児童の権利委員会 一般意見第14号 自己の最善の利益が第一義的に考慮される子供の権利。

化、並びに伝統的及び宗教的な権威との組織化が必要になる。このプロセスを推進するためには、全ての適切な関係者と協力して、この取組の責務を、既存の、又は特別に設けられたハイレベルの機関に委任することを検討すべきである。

35. どのような総合的戦略を遂行する場合にも、必ず、適切な組織的、人的、技術的及び財政的な資源を提供し、それを規則、政策、計画及び予算等の適切な措置と手段で補完する必要がある。さらに、締約国は、有害慣行からの女性と子供の保護と、両者の権利の実現の進捗状況を継続的に把握するため、独立の監視メカニズムが整備されることを確保する義務がある。

36. また、有害慣行の撤廃を目的とする戦略には、独立した国内人権機構、保健・教育・法執行の専門家、市民社会の構成員、及びその慣行に従事する人々を含め、広範囲に及ぶその他の関係者の関与を得る必要がある。

A. データ収集と監視

37. 定量的及び定性的なデータを定期的かつ総合的に収集、分析、普及、活用することは、効果的な政策の確保、適切な戦略の策定、及び対策の考案とともに、影響を評価し、有害慣行の撤廃に向けた進捗状況を監視し、復活及び新たに出現しつつある有害慣行を識別する上で極めて重要である。データが利用できれば、傾向を調べることができる上、国家的及び非国家的な主体による政策及び有効な施策の実施と、それに伴う態度、行動様式、慣行及び蔓延の程度の変化の間の意味ある関連性を証明できる。危険性が高い不利な立場の女性と子供の集団を特定する上で中心となるのは、性別、年齢、居住地、社会経済的地位、教育水準及び他の主要な要因ごとに分けられたデータであり、それに沿って有害慣行に対処するための方針策定と対策を行うことになる。

38. こうした認識にもかかわらず、有害慣行に関する非集計データは依然として限られており、国別及び経時的な比較が可能なことも稀なことから、結果として、問題の程度や進展、十分な適合性及び対象の明確性を有する措置の特定が限定的なものとなっている。

39. 両委員会は両条約の締約国に以下の通り勧告する。

(a) 有害慣行に関して、性別、年齢、居住地、社会経済的地位、教育水準及びその他の主要な要因ごとに分けられた定量的及び定性的なデータを定期的に収集、分析、普及及び活用することを優先し、こうした活動に適切な資源が配分されることを確保す

ること。医療・社会サービス、教育、及び司法・法執行の各部門の中に、保護関連の問題について定期的にデータを収集する制度を構築及び/又は維持すべきである。

(b) 人口及び諸指標に関する全国調査並びに国勢調査を活用してデータを収集すること。それらは、全国的な代表的世帯の調査結果に基づくデータにより補完されうる。定性的調査は、フォーカス・グループ・ディスカッション【訳注：少人数の対象者に対話形式で自由に発言してもらい調査手法】、様々なステークホルダーを対象とする掘り下げたキー・インフォーマント・インタビュー【訳注：課題となっている社会問題を良く知る鍵となる情報提供者にインタビューする調査手法】、構造的観察法、ソーシャル・マッピングその他の適切な方法を用いて実施すべきである。

B. 法律の制定と執行

40. あらゆる総合的戦略で鍵となる要素は、関連法規の策定、制定、施行及び監視である。各締約国は、有害慣行を非難する明確なメッセージを送り、被害者に法的な保護を提供し、国家的及び非国家的な主体が、危険にさらされた女性と子供を保護できるようにし、適切な対応とケアを施し、補償を得られるようにすることと不処罰を終らせることを確保する義務がある¹⁶。

41. しかし、有害慣行と効果的に闘うためには、法律を制定するだけでは不十分である。そのため、相当の注意の要件に従い、法律をその施行、執行及びフォローアップ並びに達成された成果の監視及び評価を促進するための一連の包括的な措置により補完しなければならない。

42. 両条約の下での締約国の義務に反して、有害慣行を正当化し、容認し、招来するような法規定を維持している締約国が数多くある。例えば、児童婚を容認し、少女と女性に対してなされた犯罪の罪を免除又は軽減するための要因として、いわゆる名誉という抗弁を規定し、又はレイプ及び/若しくはその他の性犯罪の犯人が被害者と結婚することで制裁を回避できる法律などである。

43. 多元的法体制がある締約国では、法律が有害慣行を明確に禁じていても、実際には慣習上、伝統上又は宗教上の法律の存在がそうした慣行を支持していることがあり、そのために禁止措置が効果的に執行されない場合がある。

¹⁶ 「女子差別撤廃条約」第2条(a) - (c)、第2条(f)及び第5条、並びに児童の権利委員会一般意見第13号を参照。

44. 慣習上及び宗教上の法廷又は伝統的な裁定制度の判事の偏見及び女性と子供に係る権利を取り扱う能力の低さ、並びにそうした慣習的制度の範ちゅうに入る問題は国又はその他の司法機関からの再審査や綿密な調査を一切受けるべきではないとする信念により、有害慣行の被害者による司法制度の利用は否定又は制限されている。

45. 有害慣行を防止するための法律の起草に、関係するステークホルダーが全面的かつ包摂的に参画できるようにすることで、そうした慣行に関する主要な懸念が正確に特定され、かつ対応されることを確保できる。そうした慣行が行われているコミュニティ、その他の関係するステークホルダー、及び市民社会の構成員と向き合い、その意見を求めることは、このプロセスで中心となる。ただし、有害慣行を支持するような広く浸透している態度や社会規範が、法律を制定し、執行する取組を弱めないように注意すべきである。

46. 多くの締約国は権限移譲と委任を通じて政府の権限を分散化する措置を講じているが、このことにより、有害慣行を禁止する、自国の管轄全域で適用される法律を制定する義務が軽減されたり、否定されたりしてはならない。分散化又は権限移譲により、異なる地域や文化圏で、有害慣行から女性と子供を保護することに関し差別が生じないよう、保障措置が設けられなければならない。権限を移譲された当局には、有害慣行の撤廃を目的とする法律を効果的に執行するために必要な、人的、財政的、専門技術的及びその他の資源を与える必要がある。

47. 有害慣行を行っている文化的集団が、そうした慣行の国境を越えた拡散を助長している可能性がある。そうした事態が生じている場合、拡散を封じ込めるための適切な措置を講じる必要がある。

48. 国内人権機構は、有害慣行を受けないことへの個人としての権利を含む人権の促進と保護を図るとともに、そうした権利に対する市民意識を高める上で、果たすべき重要な役割を持っている。

49. 女性と子供にサービスを提供する個人、とりわけ医療従事者と教師は、有害慣行の実際の又は潜在的な被害者を特定できる特別の立場にある。しかし、そうした人々は守秘義務の規定に縛られていることが多く、それが有害慣行の実際の発生、又は発生する可能性を通報する義務と相反する。そのような出来事を通報することを彼らに義務付ける具体的な規則を設けることで、この点を克服しなければならない。

50. 医療専門家又は政府職員若しくは公務員が有害慣行の遂行に関与したか、又は共謀

した場合、その地位と通報を含む責任は、刑事的な制裁、又は事前に警告した上で行われるべきであるが、専門免許の剥奪や契約の破棄などの行政上の制裁の決定において、嚴重なものとするべき事情とみなされるべきである。関係する専門家に対する組織的研修が、この点に関する効果的な予防策と考えられる。

51. 刑法による処罰は、常に有害慣行の防止及び撤廃に寄与する方法で着実に執行されなければならないが、それと同時に、締約国は報復行為を含む被害者への潜在的脅威と悪影響も考慮しなければならない。

52. 発生率が高い地域では、金銭補償は実現可能ではないかもしれない。しかし、どんな場合でも、有害慣行の悪影響を受けた女性と子供が、法的救済措置、被害者支援、及び社会復帰サービスが利用できるとともに、社会的及び経済的な機会も得られるようにすべきである。

53. 子供の最善の利益及び少女と女性の権利の保護が常に考慮されるべきであり、少女と女性が自分の考え方を表明でき、かつ、その意見が相応に重視されることが確保されるよう必要な条件が整えられなければならない。また、児童婚及び/又は強制婚の解消並びに持参金及び花嫁代償の返還が、子供や女性に与える短期的及び長期的な潜在的影響も慎重に考慮すべきである。

54. 締約国、並びに特に出入国管理及び庇護の担当官は、女性と少女が、有害慣行に遭うのを避けるために出身国から逃げようとしているかもしれないことを認識すべきである。これらの行政官は、こうした女性や少女を保護するためにどのような対策を講じる必要があるのかについて、文化、法律及びジェンダーへの敏感性の面から適切な訓練を受けるべきである。

55. 両委員会は、両条約の締約国に対し、有害慣行への効果的な対処、及びその解消を目的とした法律の採択又は改正を行うよう勧告する。その実施にあたり、締約国は以下の点を確保すべきである。

(a) 法律の起草プロセスが十分に包括的かつ参画を確保するものであること。この目的のため、締約国は対象を絞って権利擁護の主張と意識向上を進めるとともに、社会的な動員策を利用して、法律の起草、採択、周知及び施行に関して広範な市民の認知と支持を生み出すべきである。

(b) そうした法律が、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」及び有害慣行を禁じ

ているその他の国際人権基準に述べられている関連する義務を十分に遵守していること、並びに特に多元的法体制がある国において、何らかの有害慣行を許可、容認又は指示している慣習上、伝統上又は宗教上の法律より優先されること。

(c) 締約国は、伝統法、慣習法又は宗教法、及びいわゆる名誉の名において行われる犯罪の遂行に関し、名誉を守ることを抗弁又は減刑の要因として認めるあらゆる法律を含め、有害慣行を容認、許可又は招来する法律を全て遅滞なく廃止すること。

(d) そうした法律が、首尾一貫して包括的であり、かつ、防止、保護、支援及び継続的サービス、並びに、身体的及び心理的な回復と社会復帰に向けたものも含む被害者援助に関する詳細な指針を定めており、また、適切な民事法及び又は行政法の規定によって補完されること。

(e) そうした法律が、暫定的特別措置の採択基準を定めることなどを含め、性、ジェンダー、年齢及びその他の交差的な要因に基づく差別など有害慣行の根本的原因に適切に対処するとともに、被害者の人権とニーズにも焦点を当て、子供と女性の最善の利益に十分に配慮していること。

(f) 少女及び少年の法律上の婚姻最低年齢を、親の同意の有無にかかわらず、18歳と定めること。例外的な事情により、これよりも若い年齢での結婚への例外を認める場合、最低年齢は絶対に16歳を下回ってはならず、許可を得る条件が正当かつ法律によって厳密に定められていなければならない。また、結婚は、子供本人の出廷が必要であり、子供又は子供双方の全面的な、自由意思に基づく、かつ確かな情報に基づく同意の上で、司法裁判所のみが認めることができること。

(g) 婚姻登録の法的要件が定められており、意識向上、教育、及び管轄内の全ての人が利用できる適切な登録用インフラの存在を通じて、それが効果的に実施されること。

(h) 児童婚等の有害慣行を効果的に防止するため、義務的で、利用し易く、かつ無料の全国規模の出生登録制度が設立されること。

(i) 国内人権機構には、秘密を守り、ジェンダーに敏感で、かつ子供に配慮したやり方で、女性と子供に代わり、又は女性と子供から直接に提出されたものも含め、個々の申立て及び嘆願を検討し、調査を行う義務があること。

(j) 有害慣行が行われたか、又は起こるかもしれないと信じる合理的な根拠がある場合、実際の出来事又はそうした出来事の危険を、子供と女性のために、及び子供と女性と共に、働いている専門家及び機関に対し通報することが、法律により義務付けられること。通報責任を義務付けるにあたり、通報者のプライバシーと秘密の保護が確保されるべきこと。

(k) 刑法の起草及び改正に係る全ての取組は、有害慣行の被害者及び有害慣行を受ける危険性がある者を保護する措置及びサービスとともになされるべきこと。

(l) 有害慣行が、それが犯罪とされていない他国で行われた場合であっても、締約国の国民及び居住者に対して適用される有害慣行を犯した罪に対する司法権を法律が規定すること。

(m) 出入国管理及び庇護に関連する法律及び政策において、有害慣行を受けたり、有害慣行の結果として迫害されたりする危険が、庇護認定の条件として認識されていること。また、少女又は女性に同行する親族に対して保護を提供することも、個々の事情に応じて検討すべきこと。

(n) 当該法律に、施行、執行及びフォローアップに関するものも含む、定期的な評価と監視に関する規定が盛り込まれていること。

(o) 有害慣行にさらされる女性と子供が、時効等、法的手続きを始める上での法的及び実務的障壁への対処を含め、平等に司法制度を利用できること。また、犯人及びそうした慣行を支援又は容認する者には責任があると裁かれること。

(p) 有害慣行の危険にさらされる者たちを保護するため、強制的な禁止命令又は保護命令が法律に盛り込まれていること。また、法律により、彼らの安全と被害者らを報復から守る措置が提供されること。

(q) 違反行為の被害者が、実際に法的な救済措置及び適切な補償を平等に受けられること。

C. 有害慣行の防止

56. 有害慣行との闘いの第1段階の一つは、防止である。両委員会はこれまで、防止は、社会的及び文化的規範の変革、女性と少女のエンパワーメント、あらゆるレベルの有害

慣行の被害者、潜在的な被害者、及び犯人と定期的に接触する全ての関係専門家の能力開発、並びに関係するステークホルダーとの対話を通じることも含めた有害慣行の原因と結果に対する意識の向上といった権利に基づくアプローチにより、最善の形で実現できると強調してきた。

1. 権利に基づく社会的及び文化的規範の確立

57. 社会規範は、肯定的でコミュニティのアイデンティティと団結を強める場合もあれば、否定的で危害につながる可能性もある、コミュニティにおける特定の慣行の誘導要因であり、社会的決定要素である。それはまた、コミュニティの構成員が従うことを期待される社会的な行動ルールでもある。これが、たとえ個人的にはそうした慣行に同意していなくとも、コミュニティの構成員一人ひとりの行動を左右する社会的な義務と期待の集団としての感覚を生み出すとともに、それを持続させる。例えば、女性性器切除が社会規範である場合、両親は他の親がそう行動しているのを見て、自分たちが同じ行動を取ることを他者が期待していると信じるからこそ、自分たちの娘にそれが施されることに同意しようと思うのである。往々にして、規範又は慣行は、コミュニティ・ネットワーク内の、既にその処置を経験している他の女性によって永続化されるものであり、その慣行に従うことへの更なる圧力を若い女性に加え、さもなくば追放や絶交や恥辱を受ける危険にさらす。こうした疎外の中には、重要な経済的・社会的支援及び社会的流動性を失うことが含まれる。反対に、社会規範に従う者は、例えば仲間に迎え入れられることや称賛を通じ、見返りを受けることを期待できる。有害慣行の根底に横たわり、それを正当化している社会規範を変えるには、こうした期待に立ち向かい、修正していく必要がある。

58. 社会規範は相互に関連し合っている。すなわち、有害慣行だけ切り離して対処することはできず、これらの慣行がどのように他の文化的・社会的規範や他の慣行につながっているのかの包括的な理解に基づくより広い文脈の中で対処できるということだ。これは、権利は分割できない相互依存関係にあるものとの認識に立ち、権利に基づくアプローチを採用する必要性を示唆している。

59. 立ち向かわなければならない根本的課題は、有害慣行が被害者とその家族並びにコミュニティの構成員に好影響をもたらすと認識されているかもしれない事実である。その結果、個人の行動を変えることのみをターゲットとしたアプローチには大きな限界がある。そうではなく、広範な基礎を持つ、また、全体に共通した、又はコミュニティに基礎を置いたアプローチの必要がある。人権を強化するとともに、慣行を行っているコミュニティが、女性と子供の人権を侵害したり、危害を与えたりすることなく、そのコ

コミュニティの価値観を充足し、伝統を称賛又は祝福できる代替策を、集団として模索及び合意することを可能にする文化に敏感な介入が、有害慣行の持続的で大規模な撤廃と、集団による新たな社会的ルールの採用へと導くことができるのである。代替的慣行へ集団としての責任を公衆に表明することで、それらの長期的持続性を強化できる。この点で、コミュニティ・リーダーの積極的関与は極めて重要である。

60. 両委員会は、両条約の締約国が、有害慣行に取り組み、かつ、根底に横たわる社会規範に立ち向かって、変革するためにとられるあらゆる努力が、総合的で、コミュニティに根差し、かつ、関係する全てのステークホルダー、特に女性と少女の積極的な参画を含む権利に基づくアプローチを基盤とすることを確保するよう勧告する。

2. 女性と少女のエンパワーメント

61. 締約国には、女性と少女が人権と自由を十分に行使する上で制約となっている家父長的なイデオロギー及び構造に立ち向かい、変革する義務がある。少女と女性が、搾取、有害慣行、及びその他の形態のジェンダーに基づく暴力への彼女達の脆弱性を高める、彼女達の多くが経験している社会的な排除と貧困を克服するためには、自分自身の人生について自律的で確かな情報に基づく決定と選択を行うことも含め、自分の権利を主張するために必要な技能と能力を、彼女達が備える必要がある。この点で、教育は自分の権利を主張する力を女性と少女に与える重要な手段である。

62. 少女と女性の教育水準が低いことと、有害慣行の蔓延の間には、明確な相関関係がある。両条約の締約国には、質の高い教育を受ける普遍的な権利を確保し、少女と女性の変化をもたらす主体になれるようにする環境を作り出す義務がある（「児童の権利条約」第28～29条；「女子差別撤廃条約」第10条）。そのために必要なのは、全子供が無料で義務的な初等学校に入学し、恒常的に通学できるようにすること、学校中退を抑制すること、既存のジェンダー格差をなくすこと、及びへき地や農村のコミュニティに暮らす者も含めて、社会から最も疎外されている少女が利用できるよう支援することである。こうした義務を遂行するため、学校とその周辺が、安全で少女に優しく、しかも、少女の能力発揮に最大限資するものとなるよう配慮すべきである。

63. 初等及び中等教育を修了することは、児童婚と若年妊娠の防止、乳児と妊産婦の死亡率・罹患率の低下、女性と少女が暴力からの自由に対する権利をより適切に主張できるように備えさせること、及び生活のあらゆる側面において彼女達が効果的に参画する機会を増やすことにより、少女に短期的及び長期的恩恵をもたらす。両委員会は、締約国に対し、生徒に初等学校を確実に修了させること、初等及び中等教育の学費を共に廃

止すること、技術的職業教育を受ける機会を含め、中等教育を公平に受けられるよう促すこと、並びに中等教育の義務化を検討することなどにより、中等教育の入学率と継続率を向上させる措置を講じるように常に促してきた。妊娠中及び妊娠後の思春期の少女の学業を続ける権利は、差別的でない復学施策を通じて保証することができる。

64. 学校に通っていない少女にとっては、ノン・フォーマル教育が唯一の学習手段であることが多く、そこで基礎教育及び生活技能に関する教育を提供すべきである。初等学校又は中等学校を修了しなかった者にとっては、それが正規の学校教育に代わるものであり、ラジオ番組や、デジタル媒体などその他の媒体を通じて提供することも可能である。

65. 女性と少女は、生計や起業に関する技能の訓練を通じ、経済的資産を築くことができ、また、奨学金、小額融資制度又は貯蓄制度など、18歳になるまで結婚を遅らせる経済的動機付けとなる施策から恩恵を受けることができる（「女子差別撤廃条約」第11条及び第13条、「児童の権利条約」第28条）。補完的な意識向上策は、家庭外で働く女性の権利を知らせ、女性と仕事に関するタブーに立ち向かうために不可欠である。

66. 女性と少女のエンパワーメントを促すもう一つの手段は、彼女らの社会的資産を築くことである。これは、少女と女性が、仲間、助言者、教師及びコミュニティのリーダーとつながり、自分自身を表現したり、意見を率直に述べたり、自らの希望や懸念を述べたり、自分の人生に影響する決定に参画したりすることができる安全な空間を作り出すことで促進できる。これは少女と女性の自尊感情及び自己有用感、コミュニケーション、交渉及び問題解決の能力、並びに自らの権利認識を培うのに役立つとともに、特に移民の少女にとって重要なものになりうる。伝統的に男性があらゆる段階で権力と影響力のある地位についていることを考えると、子供と女性が家族、コミュニティ、市民団体及び政策立案者の支援と熱心な関与を確実に受けられるようにするためには、男性の関与が非常に重要である。

67. 小児期、そして、遅くとも思春期の初期が、少女及び少年の双方に手を差し伸べ、彼らのジェンダーに基づく態度を変え、家庭、学校、及び更に広い社会において、より肯定的な役割と行動様式を身に付けるように支援する上で入り口となる時期である。つまり、伝統的な女らしさや男らしさ、及び性・ジェンダーと結び付いたステレオタイプ化した役割と連動した社会的規範・態度及び期待に関し、子供達との議論を促進しなければならないということである。また、ジェンダー不平等をなくし、特に思春期に入る前や思春期の少女に有害な慣行を撤廃するため、教育、特に少女の教育を尊重することの重要性を促進することを目的とする個人的及び社会的変化を支援するため、子供達と

協力して活動すべきということである。

68. 有害慣行を受けているか、又はその危険にさらされている女性及び思春期の少女は、性と生殖に関する健康への大きな危険に直面しており、これは、思春期の者が使いやすいサービスを含め、適切な情報やサービスが欠如していることから生じる課題について、意思決定を行う上での障壁に既に直面しているという状況において、特に言えることである。したがって、女性及び思春期の者が、性と生殖に関する健康と権利及び有害慣行の影響に関する正確な情報を入手できるようにすること、並びに適切でかつ秘密が守られるサービスを利用できるようにすることを確保するよう、特別の注意を払う必要がある。性と生殖に係る健康に関する科学的な情報を含め、年齢にふさわしい教育は、確かな情報に基づいて決定を下し、自分の権利を主張できる力を少女と女性に与えることに寄与する。この目的を果たすために、情報を伝え、有害慣行を防ぎ、有害慣行の被害者又はそうした慣行を受ける危険にさらされているかもしれない女性と少女を識別・支援する上で、適切な知識と理解と技能を備えた医療従事者及び教師が決定的な役割を果たす。

69. 両委員会は両条約の締約国に以下のとおり勧告する。

(a) 全児童を対象とする、無償で、義務的で、少女に配慮した初等教育を、へき地や農村部も含めて提供すること。中等教育を義務化し、同時に、妊娠中の少女及び思春期の母親に中等学校を修了する経済的な動機付けを与えることを検討すること。さらに、差別的でない復学政策を確立すること。

(b) 自尊感情、自らの権利に対する意識並びにコミュニケーション、交渉及び問題解決の能力を培うことができる安全かつ支援的な環境において、少女と女性に教育的及び経済的な機会を提供すること。

(c) 教育カリキュラムに、女性と子供の権利、男女共同参画、及び自己意識等、人権に関する情報を盛り込むとともに、ジェンダーによるステレオタイプの撤廃と非差別的な環境の醸成に貢献すること。

(d) ジェンダー関係と責任ある性行動、HIV 予防、栄養、及び暴力や有害慣行からの保護に関する情報も含め、性と生殖に関する健康と権利についての年齢にふさわしい情報を学校が提供することを確保すること。

(e) 通常の学校教育を中退した少女、又は一度も入学したことがなく読み書きがで

きない少女が、ノン・フォーマル教育のプログラムを利用できることを確保するとともに、そうした教育プログラムの質を監視すること。

(f) 女性と少女のエンパワーメントを支援することができる環境の構築に、男性と少年を関与させること。

3. あらゆる段階における能力開発

70. 有害慣行の撤廃における主要課題の一つは、有害慣行の事案又は危険性を適切に理解し、識別し及び対応するための意識又は能力が、第一線の専門家を含む関係する専門家に欠けていることに関連している。能力開発を包括的、総合的、かつ効果的に進めるには、伝統的・宗教的リーダーなどの影響力を持つリーダーや、あらゆるレベルの医療・教育・福祉従業者、庇護及び移民の関係当局、警察官、検察官、裁判官、政治家などの、できるだけ多くの関係専門家集団を巻き込むことを目指すべきである。それぞれの集団及び更に広いコミュニティの態度や行動様式の変化を促すため、そうした人々に対し、慣行や、適用されうる人権規範・基準について、正確な情報を提供する必要がある。

71. 裁判外紛争解決機関、又は伝統的な司法制度が存在する場合は、その運営に責任を負う人々に対し、人権及び有害慣行に関する研修を実施すべきである。さらに、女性と子供の権利を認識し、被害者の脆弱な立場に敏感になるよう、警察官、検察官、裁判官及びその他の法執行官は、有害慣行を犯罪とみなす新規又は既存の法律の施行に関し、研修を受ける必要がある。

72. 有害慣行の蔓延が主に移民コミュニティだけに限られる締約国では、医療従事者、教師と保育の専門家、社会福祉担当者、警察官、移民担当官及び司法関係者は、有害慣行を受けているか、又は受ける危険性がある少女と女性を識別する方法、及びその保護のために講じることができ、かつ講じるべき措置について、感度を高められるべきであり、それらについての研修を受けなければならない。

73. 両委員会は両条約の締約国に以下の通り勧告する。

(a) 関係する第一線の専門家全員に、有害慣行及び適用できる人権規範・基準についての情報を提供するとともに、彼らが、被害者への悪影響を緩和し、救済措置や適切なサービスを受けられるように手を貸すことを含めて、有害慣行の事象を防止し、識別し、それに対応できるようにするために適切に訓練されることを確保すること。

(b) 裁判外紛争解決機関や伝統的な司法制度に関係する人々に対し、人権に関する主要原則、特に子供の最善の利益と、行政及び司法手続きへの子供の参画を適切に適用するための研修を実施すること。

(c) 裁判官を含む全ての法執行担当者に対し、有害慣行を禁じる新規及び既存の法律に関する研修を実施するとともに、彼らが、女性と子供の権利と、有害慣行の犯人を訴追し、被害者を保護する上での自らの役割を認識することを確保すること。

(d) 移民コミュニティで働いている医療従事者向けに、女性性器切除を始めとする有害慣行を経験した子供及び女性に特有の医療ニーズに対する意識向上と訓練のための専門プログラムを実施し、また、児童福祉サービス、女性の権利に特化したサービス、教育及び警察・司法の各部門で働く専門家、並びに移民の少女及び女性について取り組む政治家やメディア関係者に対し、専門的研修を実施すること。

4. 意識向上、市民との対話、及び決意表明

74. 男性が支配する権力構造、性及びジェンダーに基づく差別、並びに年齢による序列など、有害慣行の根底にある社会文化的な規範及び態度に立ち向かうため、両委員会は、有害慣行を撤廃するための長期的戦略の一環として、締約国が包括的な広報・意識向上キャンペーンを実施するよう、定期的に勧告している。

75. 意識向上策には、そうした慣行が招く害悪に関する信頼できる情報源からの正確な情報と、それを撤廃すべき説得力ある理由を盛り込むべきである。この点で、マスメディアは、有害慣行から彼女たちを保護することに寄与するという両条約の下での義務に従い、特に、彼女たちの社会的及び道徳的な福祉、並びに身体的及び精神的な健康の向上を目的とする情報や資料を女性や子供が入手できるようにすることを通じ、新しい考え方を定着させる上で重要な役割を果たすことができる。

76. 意識向上キャンペーンを立ち上げることは、害悪を招くことも女性と子供の人権を侵害することもない代替策を集団的に模索するとともに、有害慣行の根底にあって、それを持続させている社会規範は改めることができる、また改めるべきであるという合意に至る目的で、有害慣行に関する市民の議論を始める機会になりうる。自分たちの中核的な価値観を充足させる新たな方法を見つけ出し、それを採用するコミュニティの集団的な誇りが、害悪をもたらすことも、人権を侵害することもない新たな社会規範の決意と持続性を保証することになる。

77. 最も効果的なのは、包摂的で、関係するあらゆるレベルのステークホルダー、特に、影響を受けるコミュニティの少女と女性、それに少年と男性を巻き込んだ取組である。さらに、こうした取組には地域のリーダーの積極的な参画と、適切な資源の配分を含む支援が必要である。関係するステークホルダー、機関、組織、及び社会的ネットワーク（宗教的及び伝統的リーダー、開業医、及び市民社会）との既存の協力関係を確立又は強化することが、様々な支持層の橋渡しを行う上で有効である。

78. 他の地域のものも含め、優れた実践例を交換するだけでなく、地域又は移民先のコミュニティ内、又は同じような背景を抱えた同地域内の他のコミュニティにおいて、有害慣行を撤廃した後の肯定的な経験をめぐる情報を広めることを検討してもよいだろう。そのやり方としては、地方、全国、若しくは地域の会議若しくはイベントを催すこと、コミュニティ・リーダーが訪問すること、又は視聴覚ツールを活用することなどが考えられる。さらに、意識啓発活動は、地域の事情を正確に反映するとともに、反動を招いたり、被害者及び/又はそうした慣行を行っているコミュニティに対する不名誉及び/又は差別を助長したりすることがないように、慎重に計画する必要がある。

79. 政府との共同での討論会やトークショー、ドキュメンタリーの制作及び放送、ラジオやテレビ向けの教育番組の制作を通じ、地域メディアと大手メディアは有害慣行の撤廃に関する意識向上及びアウトリーチ活動における重要なパートナーとなりうる。インターネットとソーシャルメディアも情報や議論の場を提供する貴重な手段になりえ、また、携帯電話はメッセージを伝えたり、あらゆる年齢層を巻き込んで利用されることが増えている。地域メディアは、情報と対話に有効な場として利用でき、そこには、ラジオ、街頭劇場、音楽、芸術、詩、人形芝居などが含まれると考えられる。

80. 有害慣行の禁止に対して効果的な法律が施行されている締約国では、そうした慣行を持つコミュニティが隠れるか、慣行を実施するために海外に逃れる危険がある。慣行を行っているコミュニティを受け入れた締約国は、そのコミュニティに対する差別及び不名誉を防止しつつ、被害者及び被害を受ける恐れのある者への有害な影響並びに違法行為の法的意味についての意識向上キャンペーンを支援すべきである。そのためには、そうしたコミュニティを社会的に統合する促進措置が講じられるべきである。

81. 両委員会は両条約の締約国に以下のとおり勧告する。

(a) 有害慣行を永続させる行動様式の根底にある文化的及び社会的な態度、伝統及び慣習に立ち向かい、変革するための包括的な意識向上プログラムを開発し採用すること。

(b) 有害慣行が、女性、子供、特に少女、彼女らの家族及び社会全体に与える悪影響について、信頼できる情報源からの正確な情報と明確で統一されたメッセージを、意識向上プログラムが提供することを確保すること。そうしたプログラムは、ソーシャルメディア、インターネット並びにコミュニティ向けのコミュニケーション及び普及手段を利用すべきである。

(c) 被害者及び/又は慣行を行っている移民又は少数民族のコミュニティに対する不名誉と差別が永続しないことを確保するため、あらゆる適切な措置を講じること。

(d) 国家組織を対象とする意識向上プログラムが、地方及び国の政府や政府機関で働く意思決定者及び関連する全てのプログラムに関わる職員並びに主要な専門家を参加させることを確保すること。

(e) 全国的な人権機関で働く職員が、締約国内の有害慣行が人権に与える影響を十分に認識し、それに敏感であるとともに、そうした慣行の撤廃を促進するための支援を受けることを確保すること。

(f) 有害慣行を防止し、その撤廃を推進するための国民的議論を、地域のリーダー、施術師、草の根組織及び宗教コミュニティなど、関係する全てのステークホルダーをこうした施策の準備と実施に巻き込むことにより、起こすこと。こうした活動は、人権と調和するコミュニティの肯定的な文化的原則を支持するとともに、同様の背景を持ちながら、以前にそうした慣行の撤廃に成功したコミュニティの経験に関する情報を盛り込むこと。

(g) 意識向上プログラムの実施を支援し、市民の議論を促進するため、大手メディアとの効果的な協力関係を構築又は強化するとともに、個人のプライバシーを尊重する自主規制制度の創設及び遵守を奨励すること。

D. 保護対策と応答性の高いサービス

82. 有害慣行の被害者である女性と子供には、医療的、心理的及び法律的なサービスを含む緊急の支援サービスが必要である。この中で取り上げる有害慣行の中には、過激な身体的暴力を加えるものが含まれており、深刻な傷害の処置又は救命のため、医療的介入が必要となることを考えれば、最も切迫して明瞭なのは、緊急医療サービスであろう。女性性器切除又はその他の有害慣行の被害者もまた、短期的及び長期的な身体的重大性

に対処するため、医療処置又は外科的介入が必要かもしれない。女性性器切除を受けた女性又は少女の妊娠及び出産の管理については、助産師、医師その他の出産介助技術者の養成訓練及び現職者の訓練に含まれていなければならない。

83. 国の保護制度、又はそれがいない場合は伝統的な機構が、子供に優しく、ジェンダーに敏感なものであるとともに、女性性器切除、強制婚又はいわゆる名誉の名において行われる犯罪を受けるのを免れるために逃げ出した少女も含め、暴力を受ける危険が高い女性と少女に対して、必要とされる全ての保護サービスを提供するに十分な資金を供給されることが義務付けられるべきである。全国的に利用でき、かつ全国的に周知された、覚えやすく、無料で、24 時間対応の電話相談を開設することを検討すべきである。また、特別な設計の一時避難所や、暴力の被害者向けの避難所内での専門サービスを含め、被害者向けの適切な安全・保護措置を利用できるようにしなければならない。有害慣行の犯人が、被害者の配偶者、家族又は被害者のコミュニティの構成員であることが多いため、被害者が安全ではない可能性があると思える理由があれば、保護サービスにおいては、被害者を身近なコミュニティの外に転居させることを試みるべきである。特に、いわゆる名誉のためのものと考えられる問題の場合、監視のない状況での訪問は避けなければならない。また、被害者の直後及び長期的な心理的トラウマとして PTSD（心的外傷後ストレス障害）、不安、又はうつ病などが考えられ、それを処置するための心理面の支援も利用できるようにしなければならない。

84. 慣行を受けたか、又は受けることを拒んだ女性若しくは少女が、避難のために家族又はコミュニティを離れる場合、帰還するという本人の決定に対しては、国の適切な保護制度による支援がなければならない。本人が、こうした自由で確かな情報に基づく選択を行うのを支援するため、こうした制度は、再被害を避けることも含め、本人の最善の利益の原則に基づき、安全な帰還と再統合を確保することが求められている。そうした状況では、被害者が短期的及び長期的に保護され、権利を享受できることを確保するため、綿密な追跡調査と監視が必要である。

85. 有害慣行の結果として受けた権利侵害に対し、裁判を要求する被害者は、往々にして不名誉、再被害の危険、いやがらせ、及び報復の可能性に直面する。そのため、「女子差別撤廃条約」第 2 条 (c) 及び第 15 条 (2)、(3) に従い、少女と女性の権利が法的手続きの過程を通じ保護されるとともに、「児童の権利条約」第 12 条が定める意見を聴取される権利の一部として、子供が有効に法廷手続きに参加できることを確保する措置を講じなければならない。

86. 多くの移民は、有害慣行を含むあらゆる形態の暴力に対する脆弱性を増すような、

不安定な経済的及び法的地位に置かれている。移民の女性と子供は、市民と対等の十分なサービスを受けることができないことが多い。

87. 両委員会は両条約の締約国に以下のとおり勧告する。

(a) 有害慣行の被害者であるか、又は被害者になる危険性が高い子供と女性に対し、必要とされる全ての防止及び保護サービスを提供するために、保護サービスに権限及び十分な資金が供給されることを確保すること。

(b) 有害慣行が起こりそうな時、又は実際に起こった時に、被害者とその事実を通報できるようにするため、訓練を受けたカウンセラーを配置した無料で 24 時間対応の緊急直通電話を開設し、有害慣行に関する正確な情報とともに、必要とされるサービスを紹介すること。

(c) 裁判官、弁護士、検察官及び関係する全てのステークホルダーを含む司法官向けに、保護における自らの役割、差別を禁じる法律、及び両条約に整合したジェンダーと年齢に敏感な方法での法律の適用に関する能力開発プログラムを開発し、実施すること。

(d) 法的手続きに参加している子供が、自らの権利と安全を守り、そうした手続きから起こりうる悪影響を抑制するための、子供に配慮した適切なサービスを利用できることを確保すること。保護対策として考えられるものとしては、被害者が陳述を求められる回数を制限することや、本人が犯人又は犯人らと顔を合わせることを求めないことなどがある。その他の措置としては、訴訟後見人を指名すること（特に、犯人が親又は法的な保護者である場合）や、子供の被害者が手続きについて子供に配慮した適切な情報を入手し、予想される事態を十分に理解できることを確保することなどが考えられる。

(e) 移民の女性と子供が、法的地位にかかわらず、平等にサービスを利用できることを確保すること。

VIII. 本共同一般勧告／一般意見の普及及び活用並びに報告

88. 締約国は、本共同一般勧告／一般意見を、全国及び地方の議会、政府及び司法機関に広範に広めるべきである。また、本文書を、子供と女性、並びに子供のため、及び子供と共に働いている人々（例えば、裁判官、弁護士、警察官その他の法執行官、教師、

保護者、社会福祉担当者、公共又は民間の福祉機関及びシェルターの職員、並びに医療従事者)と市民社会全般を含む、関係する全ての専門家とステークホルダーにも周知すべきである。本文書は、関連する言語に翻訳すべきであり、また、子供に配慮した/適切な版及び障害者が利用できる形式のものも利用できるようにすべきである。本文章を実施する最善の方法に関する優れた実践例を共有するため、会議、セミナー、ワークショップを始めとするイベントを開催すべきである。さらに、関係する全ての専門家及び専門スタッフの就業前及び就業中の正式の訓練にも組み込むとともに、全ての全国的な人権機関、女性団体、及びその他の人権 NGO (非政府組織) が利用できるようにすべきである。

89. 締約国は、両条約に基づく自らの報告書の中に、有害慣行を永続させる態度、慣習及び社会規範の性質と程度、並びに本共同一般勧告/一般意見に沿って自らが実施してきた措置とその効果に関する情報を盛り込むべきである。

IX. 条約の批准又は承認及び留保

90. 締約国に対し、以下の文書を批准することを推奨する。

- (a) 「女子差別撤廃条約」の選択議定書
- (b) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する「児童の権利条約」の選択議定書
- (c) 武力紛争における児童の関与に関する「児童の権利条約」の選択議定書
- (d) 通報手続に関する「児童の権利条約」の選択議定書

91. 締約国は「女子差別撤廃条約」第2条、第5条及び第16条又はそのいずれかの項、並びに「児童の権利条約」第19条及び第24条(3)に対するいかなる留保も見直し、修正又は撤回を行うべきである。女子差別撤廃委員会は、これらの規定に対する留保は原則として両条約の目標及び目的と相いれないものであり、したがって、「女子差別撤廃条約」第28条パラグラフ2に従って容認されないものと見なす。